

ご心配をおかけしましたが・・・

**輪番就労は、府・市予算で存続＝就労数 1 日 191 人＋24**

ご心配をおかけしましたが、多くの方々や諸団体のお陰を持ちまして、輪番就労は、大阪府・大阪市の予算で存続することができました。皆様のご助力に、御礼申し上げます。

2005 年輪番就労登録者数は 2,784 人で、昨年登録数の 3,100 人より 10.2%減となりました。

1 日あたりの就労数は、昨年の 250 人から、14%減の 215 人となりました。内訳は、大阪府＝センター内清掃 20 人、あいりん地域外清掃等が 56 人、これまで年齢制限が無く、抽選で就労していたセンター機能向上事業が輪番登録者対象の事業に衣替えして 24 人、合計 100 人。大阪市＝あいりん地区内生活道路清掃が 60 人、地区外除草等清掃作業が 52 人、フェスティバルゲートが 3 人、合計 115 人。

輪番登録者数は減少しましたが、就労数も減少し、輪番労働者にとっては厳しい状況が続くこととなります。

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」ができ、国や大阪府・大阪市の実施計画ができたにもかかわらず、野宿生活者への対策が拡大するどころか、縮小していることは、国会の権威と現在の行政システムに対する信頼を大きく損なうものであると考えます。

国の予算の穴埋めを、当面、大阪府・市がする形で就労事業は継続となりましたが、国・府・市あげて「財政再建」が優先され、社会的弱者が切り捨てられる傾向がますます強まっている中、拡大はおろか、いつ財政事情を理由に打ち切りとなるかわかりません。

その先行き不安を打ち消す担保として、「ホームレス対策予算確保の請願」を、前国会に引き続き、今国会にも提出しています。「郵政民営化」や「年金改革」などの決着がつくまでは、野宿生活者対策にまで国会の論議が及びそうにありませんが、是非とも実現しなければならぬと働きかけ続けています。国の野宿生活者対策予算確保に向けて、さらなるご支援をお願いいたします。

国の新規事業として、ホームレス就労支援運営協議会が、大阪市・府・財界団体・連合大阪を構成員として設立され、就労支援センターとして就職相談・雇用先開拓などの取り組みが開始されますが、早急に成果が上がると楽観視できません。輪番就労の役割は、終わった訳ではないのです。

---

## 居宅保護の門戸はひろがったが・・・（福祉相談部門）

月日が経つのははやく、野宿からの敷金支給生活保護がはじまって 1 年半が過ぎようとしている。

2003（平成 15）年 9 月 9 日から 2005（平成 17）年 2 月末現在、NPO 釜ヶ崎福祉相談部門に相談に来て、敷金支給され生活保護を受給した人・している人は 500 人近く（うち中之島か

らは100人余り)にものぼる。

野宿から敷金支給されるようになって、相談者の大半が居宅保護(中でも敷金を支給してもらい部屋を借り、求職活動をする事)を希望して福祉相談部門に来られる。

この期間に、居宅保護になった人がどのような部屋を借りたかをみると、簡易宿泊所から転用したスタッフのいる福祉アパート(1割弱)、敷金なしアパート(2割弱)、敷金ありアパート(7割強)となっている。また、相談者の年齢層も今までは65歳以上が中心だったのが、60-64歳の年齢層が中心となった。

このような流れのなかで、敷金支給されて居宅保護になり、求職活動をし、今まで従事してきた建築日雇いとは全く違う業種、例えば警備や掃除など、パートの仕事をみつける人もいれば、いろいろな理由から保護廃止、再び野宿にもどっている人もいる。

今回の会報では、居宅保護廃止事例からみられる、援助の問題点と制度の限界について簡単に整理してみたい。

\*\*\*\*\*

**はじめにここでもう一度どのような経緯で敷金支給がはじまったか確認しておこう。**

2002(平成14)年8月「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(法律第105号)」が成立、この規定(第8条)に基づき、厚生労働省・国土交通省より「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が、2003(平成15)年7月31日官報で公示された。この基本方針では、ホームレスに対する生活保護法による保護の実施に関する事項についても定められている。

同日、「ホームレスに対する生活保護の適用について(社援保発第0731001号)」が通知され、ホームレスに対する生活保護の適用に関する具体的な取扱いを定めている。基本的な考えとして「…、ホームレスに対する生活保護の適用に当っては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものではないことに留意し、生活保護を適正に実施する。」と明記されている。

また「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて(昭和38年4月1日社保第34号・第52次改正 平成15年7月31日社援保発第0731003号)」では、「保護開始時において、安定した住居のない要保護者(保護の実施機関において居宅生活ができると認められる者に限る。)が住宅の確保に際し、敷金等を必要とする場合で、限度額又はオに定める額に3を乗じて得た額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認めて差し支えないこと」と敷金支給を定めている。

これらを勘案して読み取ると、「居宅を持たない者に敷金を提供してアパートなどに入居させ、生活保護を適用する。その後、就労指導を行い、生活保護からの脱却を促進する」ということになる。そこで今回の野宿からの敷金支給(居宅保護)がはじまった。

次に敷金支給の生活保護申請するまで、**申請してからの流れを確認しておこう**(釜ヶ崎支援機構ホームページ福祉部門「野宿者の生活保護申請資料」「野宿生活者のための生活保護申請手引書」参照)。

- ① 就労意欲があることを示すためにハローワークに通う。最初行った時に求職受付票を作成、職安に行くたびに求人票を必ずもらってくる（面接できるのであれば、履歴書用紙をわたしたり、写真撮影も NPO 福祉相談部門で行います。交通費も生活保護受給後返済するという約束の下で貸し付けをすることもあります）。60 代では 5 回以上、50 代では 10 回以上職安に通い、面接までがんばってもらう。
  - ② 今までの職歴・生活歴（病歴、入院歴、借金の有無・内容、飲酒歴）について事前にスタッフが聞き取りをする。
  - ③ 今後住みたい部屋の希望（間取り、場所など）をきき、保証人なし、初年度の火災保険などを代わりに支払ってくれる、など生活保護受給者に対して配慮してくれる不動産屋を紹介、物件探しをする（物件探しの際、共益費があまり高すぎると生活費に食い込むことなど話をする）。敷金は不動産屋の手数料など込みで 29.4 万円以下、家賃は 4.2 万円以下／月となっている。
  - ④ 布団（18,800 円以内）、食事をとるために必要な家具・什器（25,000 円以内）の見積りをする。
  - ⑤ 書類一式を持って、野宿している場所の管轄の保健福祉センター支援運営課（旧福祉事務所）や釜ヶ崎の場合は大阪市立更生相談所に生活保護の申請に行く。
  - ⑥ 申請をしたら保護決定がなされるまで約 2 週間三徳ケアセンターで待機しなければならない。概ね申請時の翌日から三徳ケアセンターに入所することになる。この間もハローワークで求職活動するように助言する。
  - ⑦ 敷金支給日が決まったら不動産屋と一緒に敷金+家賃+生活費+布団・家具什器費を受け取りに行く。
- ⑧ 敷金支給されたら NPO スタッフもしくはボランティアさんが訪問する（ただし全員のアパートに訪問できていない状況ではある）。住民票の移動、病院の受診の仕方、求職活動のために携帯電話を購入することなど、今後の生活の話をする。何かあったら（何かなくても）、NPO 釜ヶ崎福祉相談部門に来て下さいと伝える。

概ねこのような流れを辿る。

それでは、敷金支給の居宅保護はどのような意味があったのだろうか。

#### <敷金支給がもたらしたもの>

今まで 65 歳未満の野宿生活者が野宿から脱する可能性としてあったのは、健康な場合では①仕事をみつける、②自立支援センターに入所する。体が悪い場合では③病院入院、④施設入所（今後仕事をするのが難しい人たちが入所する救護施設・今後仕事を探していく人たちが入所する更生施設）、⑤仕事をする事ができないという医師の判断（就労不能）による居宅保護、以上 5 つの選択肢しかなかった。今回の野宿からの敷金支給は、65 歳未満で身体が健康な人が野宿から抜け出す可能性を飛躍的に大きくした。

ただ注意しなければならないのは、二度目の敷金支給は基本的にないということである。

そのため、聞き取りを行った段階で、たとえ相談者がどれだけ敷金支給の居宅保護を希望

していても、他の野宿から抜け出す方法も提示して一緒に今後の生活を考えることもある。

例えば、アルコールの問題がある（飲みだしたらとまらない、飲んで記憶をなくすことがある、飲んで人間関係にひびがはいったことがある、幻聴・幻覚があるなど）場合は、入院もしくはアルコール専門の病院に通院するようにすすめる。借金の問題がある人は無料法律相談などに同行、借金の整理の手伝いをすると同時に、お金の使い方を考えるためにも施設入所をすすめることもある。年齢が若くて、自立支援センターに入所したことがない人は、たしかに待機期間が2週間前後あるものの自立支援センターをすすめることもある。

相談者との話し合いの中で、当事者が問題点を気づき、方向転換する必要を感じ、その中で本人の希望も変わっていく。生活保護申請の事前に聞き取りをするのは、役所で一から聞かれたら時間がかかるのでそれを短縮することが主要な目的ではなく、話をきき野宿にもどらないように一緒に今後の生活を考えるためなのである。

### <居宅にかかってからの支援>

「生活保護にかかるまでの手伝いはするがその後は自分の責任で」「敷金支給をして求職活動をして自立していくことを考えたら、自分で何もかもできて当然」という声を耳にすることがある。理想としてはそうなのであるが、実際は何らかの形で援助する必要があり、何らかの支援があつてこそ再び野宿にもどることなく生活を維持できる人が多いのも確かである。

敷金支給され生活保護廃止になった人は、現在把握できているだけで30人、1人は就労自立したが、残る29人はアルコールの問題があつたり、お金の使い方に問題があつたり、病気の問題があつたりいろいろな理由で保護廃止になっている。どのような理由で保護廃止になったか、割合の多い順番にどのような支援ができたか反省も含めて考えていこう。

### <生活支援>

#### -アルコール依存症-

聞き取りの時点ですでにお酒の問題があると思われる人はいる。しかしアルコール依存症は否認の病気、なかなかアルコール専門の病院へ通院することに同意してくれない。後追いにはなるが、アパート訪問し、昼間から飲酒している現場をおさえて、お酒がぬけた後日再度話をすることになる。それからアルコール専門の病院に毎日通院になる。だがたとえうまく通院をはじめたとしても、毎日通院できず途中で治療が途切れる場合も少なくない。

一方、聞き取りの時点でもお酒の問題に気づかず、後日飲酒して近所とトラブルをおこした、ボヤ騒ぎをおこした、お酒を飲んで保護費を落とし家賃を支払えず、などの理由で部屋を出て野宿にもどったという人もいる。

最初の聞き取りでアルコールの話丁寧、内科の病気もみながら問題飲酒の有無を探っていかなければならない。

#### -金銭管理-

持ったら持っただけのお金をギャンブルで使ってしまう人、借金がある人、保護費の使い方不安がある人などいろいろな理由でお金を預らせてもらうことがある。毎日渡す人、毎週お金を渡す人、一ヶ月1万円ずつ積み立てる人いろいろである。

ただお金を預からせてもらうことにどうしても同意してくれない人がいる。「自分でできる」「福祉にかかったらギャンブルはやめる」、その結果家賃を滞納し、野宿にもどる人、滞納して困った状態でNPOに来られる人いろいろである。

ただ「お金をかしてくれ」と来ても、NPOは金貸し屋ではないので、お金を貸すことはできない。大家さんと相談して滞納している家賃を分割してもらうことを助言、基本的には本人が主体で動いてもらうことになるが、一緒に大家さんに頭をさげることもある。そして金銭管理をさせてもらうことになる。月半ばであれば、NPO事務所にあるカンパ物資などで食いつないでももらうことになる。

一方、聞き取りの時点で借金の話をしておらず、督促状が家に届き怖くなって部屋を出たという人もいた。部屋を出る前に相談してくれれば…と思う。

### ＜病院受診＞

アパート訪問に行った際、病院受診していない人が50代よりも60代が多かった。

長年の不摂生、過酷な野宿生活により、高血圧、糖尿病をはじめ、肝臓病などいろいろな病気を持っているにもかかわらず、「病院行くのがいや」「どこの病院に行ったらいいのかわからない」などなど言い訳はいろいろある。

逆に野宿をしているときの方が医療に繋がっていたという人も少なくない。というのも、特別清掃に登録している人は検診を受けたり、三徳ケアセンターに泊めてもらうために社会医療センターを受診し相談室にまわって市立更生相談所あての紹介状を書いてもらったりしていたためである。

結核の既往歴があり、その後病院受診をすることなく居宅で亡くなっているところを発見された60代前半の人もいた。

病院受診をしていなかったため、とことんまで体を悪くして、救急車で運ばれたという人もいた。

「どこの病院がいいか」と相談を受ければ、その人の体の調子をききながら、近所の評判の良い病院を紹介、場合によっては一緒に受診することもある。

今後は40歳以上であれば住民検診を受けることができるので、定期的に病院受診することをすすめていこうと思う。

### ＜就労支援＞

平成15年の大阪府の有効求人倍率（求人数÷求職者数＝求人倍率。倍率の数字が1よりも大きければ、仕事を求める人以上の求人があるし、1よりも小さければ求人が不足していることになる。）をみると0.60、平成16年では0.84となっており、平成10年の0.39、平成11年度0.37に比べると上昇はしている。しかしながら福祉相談部門に訪れる相談者の年齢層を考え、平成15年について各年齢層での有効求人倍率をみると、50-54歳（0.30）、55-59歳（0.20）、60-64歳（0.17）と厳しい状況である。

有効求人倍率だけを見ると、50代前半では3人に1人が、50代後半では5人に1人が、60代前半では6人に1人が採用される計算となる。これはあくまでも計算上の話である。

野宿に至った人たちは、今までいろいろな仕事をし、最終的に釜ヶ崎（寄せ場）で建築日雇に従事していた人が多く、言うならば最末端の労働市場からも排除された人たちであることを考えると、既存の労働市場にもどし就労させるのは茨の道である。「住むところを確保しました。自力で求職活動して就労自立してください。」といわれても、なかなかそうはいかない。

今回は若年層、具体的には30代、40代で敷金支給された人たちのその後について紹介する（ちなみに平成15年の有効求人倍率は35-39歳：0.95、40-44歳：0.90）。

30代で敷金支給された人は4人（当時、36, 37, 38, 39歳）、40代は5人（42, 44, 47, 48, 49歳、うち44, 47歳は女性）の計9人からなる。現在保護が継続しているのは何らかの形で仕事が見つかった4人（うち女性2人）、30代はすべて就労できない状態で、保護廃止になっている。1人は保護廃止直後にコンビニエンスストアの店員として就職、当面の生活費を貸し付けることとなったが、現在も仕事につきアパートに居留、2人は再び野宿、1人は行方不明となっている。

#### <区をまたがる保護改廃の問題>

野宿からの生活保護申請は野宿している場所の管轄の保健福祉センターであり、敷金と家賃扶助+生活扶助（当面1, 2ヶ月分）は支給されるが、その後の生活に関しては、再度居所を管轄する保健福祉センターに申請をしなければいけない。30代は再申請の際、就業していないことなどを理由に門前払いされた。いかに30代が若いといっても、直前まで野宿で、借金などの問題を抱えているため住民票を移すことができず、保証人もなしで、また野宿に至る前にも求職活動をして、中には自立支援センターに入所したが仕事をみつけることができなかった人もいたが、

そのような問題山積している状態で、1～2ヶ月ですぐ仕事をみつけるのはなかなか難しい。

40代については、現在も生活保護が続いている4人のうち、1人の女性は療育手帳を所持する（知的障害のある）息子と同居、工場でパートの仕事（月収12万円程度）、もう1人の女性は派遣社員で工場の仕事をしている。保護継続中の男性2人のうち、1人は新聞配達をし、もう1人は最近まで仕事をしていたが退職、担当ケースワーカーと一緒にハローワークに行き求職活動をしている状態である。保護廃止になった1人は、仕事に従事したこともあったが、収入申告する前に姿を消した。その後は自立支援センターに入所、求職活動している。

「居宅生活に移行した者については、関係機関と連携し再びホームレスとなることを防止し、居宅生活を継続するため、及び居宅において日常生活を営むことの実現のため、基本方針に掲げられている就業の機会の確保等の施策を有効に活用する等、必要な支援を行う。」と「ホームレスに対する生活保護の適用について（社援保発第0731001号）」2（5）で明記されているが、自力でハローワークなどに行き求職活動をして、就職してくださいという指導だけでは難しい。

現在私たちができる就労支援とは、非常に基礎的なことであるが、ハローワークに行っ

求職受付票を作成することが難しい人に対しては申込書作成からの支援、一緒にハローワークについて行ってコンピュータの使い方を説明、履歴書の作成の支援など、それぐらいしかできない。

すでに敷金支給されて、居宅保護受給中の60代男性が、「保証人もいなくて、車の免許ももっていないし、年も年だし、中学校しか卒業していないから、仕事を選ぶどころではない。面接まで行ったらもうけもの。」とハローワークの帰り事務所によってつぶやく。もっと有効な職業相談をできる場所があったら…、もっと仕事があったら…と思う。

「生活保護受けたら仕事をやめなければならないと思っていたけど、65歳をすぎても仕事がしたい。仕事がないと生活が乱れるし、社会とのつながりがなくなる。ありがとう。」と、週2回早朝の仕事がおわり、今日も事務所にあいさつに来られる65歳男性の笑顔が印象的である。

(参考) 今年度輪番就労登録者年齢構成  
2005年度(今年)

年齢区分	新登録	連続	合計	未登録
55以下	11人	6人	17人	2人
55-59	401人	812人	1,213人	233人
60-64	171人	1,036人	1,207人	450人
65-69	32人	240人	272人	225人
70以上	11人	64人	75人	32人
総計	626人	2158人	2,784人	942人
55以下	1.8%	0.3%	0.6%	0.2%
55-59	64.1%	37.6%	43.6%	24.7%
60-64	27.3%	48.0%	43.4%	47.8%
65-69	5.1%	11.1%	9.8%	23.9%
70以上	1.8%	3.0%	2.7%	3.4%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
平均年齢	58.4歳	61歳	60.4歳	62.1歳

60歳以上が5割以上を占めている。

## —大阪ホームレス就業支援事業—

### 宝塚市広報紙約9万世帯ポスティング

5月1日午前8時、今にも雨が降りそうな釜ヶ崎から釜の労働者82名が、19台の車で宝塚市に向かった。宝塚市の広報紙と宝塚市議会報を各戸、約9万軒配布(ポスティング)するためである。

この仕事は2005(平成17)年度より国の委託を受け、大阪府・市・財界団体・労働団体等で立ち上げた「大阪ホームレス就業支援センター」の中の臨時的、軽易な仕事を開拓しホームレスの人へ提供するという事業の、実験・予行演習的な意味合いで引き受けたものである。

4月29日からおこなった今回のポスティングは、前回4月15日号に次いで2回目となる。前は4月13～16日の4日間で配布。今回は5月29、30両日に約7万部を配布し、5月1日が3日目、約2万部の配布である。今回、配布しているのは広報「たからづか」B4タブロイド版8ページと宝塚市議会報「かけはし」A4タブロイド版12ページの2部である。(前は広報「たからづか」B4タブロイド版8ページの1部)

前は延べ配布者166名と運転手(配布兼任)延べ51名で4日間の配布であった。

今回は、3日間で配布すべく配布者延べ200名、運転手(配布兼任)延べ60名と人員を増やして臨んでいる。最終日の5月1日は、遅くとも午後3時頃までには終わる予定であ



ったが、配布をはじめてから1時間位経過した午前10時頃、とうとう雨が降りだした。この仕事をはじめて7日目で初めての雨である。

配布者は宝塚市広報紙配布中のゼッケンをつけカバンに約200部広報紙を入れ住宅詳細地図に配布した箇所を一軒一軒、赤ボールペンでチェックしながら1日に約400～500部配布する。

雨になると広報紙が濡れないようビニール袋に入れて配布しなければならない。たいへんな作業となる。しかし、前日に雨を予想してNPOのスタッフと輪番労働者の仲間により約7000部の袋詰めをしていた。本当に助かりました。

午後3時頃、事務所に担当エリア(宝塚市を28のエリアに分割)の配布を終了した班から電話がかかりだした。苦戦しているエリアへ応援に行ってもらおうよう要請。

午後4時頃になると、配布者3名が迷子になり苦戦している2Fエリア(JR宝塚駅の北側)と坂が多く道が複雑な2Gエリア(花屋敷、雲雀丘山手)に、ほとんどの班が終結した。

午後5時に2Gエリア終了。そして、2Fエリアは配布者が迷子のため応援する地域がわからず迷子の3名が見つかった時点(午後5時30分)で終了。約200軒が未配となり、4日目に2名で配布することになった。

3日間での全戸配布は残念ながら達成できませんでしたが、雨の中ズブ濡れになりながらも全員が無事に釜ヶ崎に帰ってきてくれたことが本当にうれしく思えました。

3月末から地図の作成、現場の下見、エリア分け、備品の購入、配布者の募集(輪番登録者以外も募集)等の準備をし、当初は「1週間でも無理」という声もあがっていたが、よくここまでやれたと思う。

前月号を配布している頃からポスティングが釜ヶ崎で評判となり、2回目の配布人員の募



集には定員50名に130名の応募があった。地図の字が判読できるかどうかの簡単な試験と抽選により選出した程であった。

しかし、契約金額の約3倍の費用がかかり、また単価交渉も要望通りいかなかったため残念ながら今回の配布で終了となった。

今回のポスティングを通して宝塚市民の方から労働者の軽率な行いに対しおしかりを受けたり、ゼッケンにNPO釜ヶ崎と書かれているのを見てカンパ物資の事について聞かれたりと、いろいろと、ご指導や励ましの言葉をいただいた。

7日間を通して労働者達それぞれにいろいろな事があったと思うが、釜ヶ崎の労働者のまじめな仕事ぶりは伝わったと思う。また、釜ヶ崎の労働者延べ367名（スタッフ除く）に仕事を出せたこと、また、釜ヶ崎の労働者だけで9万件を約3日間で配りきったという経験はスタッフにとっても労働者達にとっても大きな自信になった。



6月中頃には、西成区全体約7万7千世帯に「西成新聞」をポスティングする仕事が入っている。次はなんとか採算ベースに乗せ継続できるようにしたい。

大阪ホームレス就業支援センターも近く開所する。この地域の特性に合った仕事の開拓を進め、その仕事に適性のある労働者に就労してもらい、就労が少し難しい労働者に特掃を少しでも多くまわしてあげる。というような共生関係ができればと考える。(米須)

▼いつもご支援ありがとうございます。事務所には、毎日のように日用品、衣類等のカンパ物資や寄付金が届けられています。



野宿を余儀なくされる労働者たちにとって最も厳しい時期である冬を乗り切るため、あいりん地区の労働者にカンパでいただいた衣類を提供する「衣類だし」が昨年12月11日、年が変わって1月15日と2月19日に西成労働福祉センター1階で行われた。毎回、トラック1台分の衣類が提供され約30分程で終了する盛況ぶりであった。